

第11次世田谷区交通安全計画（素案） 【概要版】

【位置づけ】 交通安全対策基本法第26条の規定により、都の交通安全計画に基づき、区長が関係機関等の協力を得て策定する、区内の道路交通の安全に関する対策の総合的な施策の大綱。

【計画期間】 令和3年度から7年度（5年間）

目 標

交通安全都市宣言でうたう「交通事故を防ぎ、区民が安心して充実した生活を送ることができる、安全な社会」の実現。

計画の推進

行政機関（区、警察署、国・東京都の行政機関）、事業者・交通関係団体等、区民

重点施策

1. 高齢者の交通安全の確保

| | |
|-----|---|
| 方向性 | 高齢者に対する交通安全教室の開催等により、交通安全啓発をより一層推進するとともに、安全な生活道路の構築や道路・公共交通のバリアフリー化など道路交通環境を整備します。 |
| 取組み | 高齢者に対する交通安全教育の実施／地域社会における交通安全意識の高揚／地域ぐるみの交通安全運動の推進／歩行空間等の整備／道路標識の整備／バス停留所施設の整備／利用しやすい駅施設等の整備 など |

2. 子どもの交通安全の確保

| | |
|-----|---|
| 方向性 | 子どもや保護者等に対する交通安全教室の開催等により交通安全啓発をより一層推進するとともに、安全な生活道路の構築や通学路の点検・改善など道路交通環境を整備します。 |
| 取組み | 幼児、小学生、中学生及び保護者への交通安全教育の充実／地域ぐるみの交通安全運動の推進／通学路の設定及び安全確保／★未就学児が集団で移動する経路等の安全確保／歩行空間等の整備／通学児童の事故防止のための交通規制（ゾーン30等） など |

3. 自転車の安全利用の推進

| | |
|-----|--|
| 方向性 | 交通安全教室の開催や広報媒体の活用により、交通安全の啓発を進めるとともに、自転車安全利用推進員の支援を行います。また、交通ルールの遵守のため指導取締りを強化し、交通マナーの向上を図ります。さらに、安全な生活道路の構築や自転車通行空間の整備等により、自転車利用環境を向上します。 |
| 取組み | 学校等における交通安全教育／★自転車利用者に対する交通安全教育／自転車安全利用推進員の育成・支援／放置自転車防止の啓発／自転車通行空間の整備／★自転車シェアリングの普及促進／点検・整備の啓発／指導取締りの強化 など |

4. 二輪車事故の防止

| | |
|-----|---|
| 方向性 | 運転者に対する交通安全教室実施等による効果的な安全教育の推進や標識・照明等の安全施設の整備とともに、無謀運転抑止のための指導・取締りの強化を図ります。 |
| 取組み | 学校等における交通安全教育／運転者教育の充実／若者に対する交通安全意識の高揚／二輪車事故防止対策の推進／整備不良車両の取り締まり など |

5. 飲酒運転の根絶

| | |
|-----|--|
| 方向性 | 地域社会における飲酒運転根絶意識の向上を図るとともに、飲酒運転の取締り等、運転者に対する対策だけではなく、飲酒運転に関する周辺者に対する広報啓発活動についても推進し、関係機関が一体となって飲酒運転の根絶に向けて取り組みます。 |
| 取組み | 関係機関との連携強化と広報啓発活動の推進／地域ぐるみによる飲酒運転の根絶の推進／酒類提供者への周辺者三罪の広報啓発／飲酒運転の取締り強化 など |

分野別の施策

1. 道路交通環境の整備

| | |
|-----|---|
| 方向性 | 人・自転車・車にとって調和のとれた道路づくりを基本に、道路・交通安全施設の整備を積極的に進め、道路交通環境の向上を図ります。 |
| 取組み | 道路等の整備／交通安全施設等の整備／不法占用物件等の除却／バス交通サービスの充実／通学路の点検等による安全の向上／自転車利用環境の総合的整備 など |

2. 交通安全意識の普及徹底

| | |
|-----|---|
| 方向性 | 区民一人ひとりが交通ルールの遵守と交通マナーを身に付けられるように、ライフステージに応じた交通安全教育を推進するとともに参加・体験・実践型の講習会を実施します。また、家庭、学校、事業所や地域社会における交通安全意識の高揚を図るとともに、広報啓発活動の充実・強化に努めます。 |
| 取組み | 学校等における交通安全教育／★運転者における交通安全教育／★20～40歳代への啓発の強化／★自転車用ヘルメットの着用啓発／地域、事業所、学校、家庭における交通安全教育活動の推進／★多様な広報媒体による広報活動の実施／走行中における携帯電話禁止に関する広報啓発の推進／★歩きながらの携帯電話の使用を控えること（歩きスマホの防止）に関する啓発の推進 など |

3. 道路交通秩序の維持

| | |
|-----|--|
| 方向性 | 道路交通の安全と円滑な交通を確保するために、交通実態に即応した交通規制と交通違反等に対する適切・効果的な取締りを行います。また、駐車対策の適正な運用と放置自転車防止及び放置自動二輪車防止などの駐車秩序を確立します。 |
| 取組み | 交通実態に即応した交通規制の推進／違法駐車車両の排除／放置自転車防止及び対策の効率化／重大交通事故に直結する交通違反取締り活動の推進／自転車安全利用のための指導取締りの強化／★携帯電話使用等の取締りの推進／整備不良車両の取締り など |

4. 安全運転と車両の安全性の確保

| | |
|-----|---|
| 方向性 | 安全運転教育の充実や事業所等における安全運転管理の充実などの施策を推進するとともに、車両の安全性の確保を図ります。 |
| 取組み | 運転者教育の充実／安全運転管理の充実／自転車の安全性の確保 など |

5. 救助・救急体制の整備

| | |
|-----|--|
| 方向性 | 交通事故による負傷者の救命を図り、その被害を最小限に抑えるため、救助・救急体制の充実を図ります。 |
| 取組み | 交通救助・救護体制の充実・強化／応急手当等の普及啓発の推進 など |

6. 被害者の救済

| | |
|-----|--|
| 方向性 | 交通事故相談、交通事故事件被害者等に対する連絡制度により被害者の救済を図ります。 |
| 取組み | 交通事故相談業務の充実／自転車保険等への加入促進／被害者等に対する連絡制度 |

7. 踏切道の安全確保

| | |
|-----|--|
| 方向性 | 公共交通機関への影響が大きい踏切事故の防止や交通渋滞等の改善を図るため、踏切道の立体交差化の促進や構造改良の推進を図ります。 |
| 取組み | 「開かずの踏切」の解消／踏切の安全対策の推進 |

★は現行計画からの追加や内容の充実した取組み